

「ひょうごボランティア基金助成事業」
令和5年度中間支援活動助成

1 応募期間

令和5年3月24日（金）～4月18日（火） ※必着

2 助成対象事業

① 基本事業

中間支援活動を行うNPO法人等が相談、ネットワーク、情報提供等の機能を発揮して、地域のNPO等の基本的な活動を支援する取組に対して助成します。

【内容】 1 相談 2 情報提供・ネットワーク 3 人材育成 4 書類作成指導
5 その他の取組に対する支援（1から4は必須）

② 創設支援事業

NPO法人等が相談、ネットワーク、情報提供等を行う中間支援活動を新たに実施し、NPO団体や地域活動などを総合的に支援する体制の構築を目指す取組に対して助成します。

【内容】 1 相談 2 情報提供・ネットワーク 3 人材育成 4 書類作成指導
5 その他の取組

以上の事業を新たに開始し、中間支援の体制の構築を目指す取組に対する支援

（最終的に1から4の業務の体制を整えることを目標とすること）

※1 ①、②ともに複数の市区町域を対象

※2 ②の申請は3年を上限

3 助成金額

①②ともに上限50万円（①②の同時申請は不可 助成予定額900万円）

4 助成対象団体

中間支援活動を行うNPO法人、一般社団（財団）法人等。

（要件はおおむね次のとおりです。）

- ① 主たる事務所が兵庫県内にあること。
- ② 法人認証後、原則として3年以上経過していること。
- ③ 分野を特定しない中間支援活動を日常的に実施していること。
- ④ NPO等の運営について相談・助言できる団体の職員と専用事務室を有していること。
- ⑤ 機関紙、HPなど充実した広報ツールを編集・発行していること。
- ⑥ ひょうごボランティア基金を始め、競争的な外部資金の獲得の実績が豊富なこと。
- ⑦ 外部支援スタッフなど経験豊富な人材を有し、必要に応じその支援が受けられる体制にあること。
- ⑧ ネットワーク的な組織・活動の事務局運営の経験があること。

5 対象事業期間

令和5年4月1日（土）から令和6年2月29日（木）まで

6 申請から助成までの流れ（予定）

申請書の提出（3・4月）→（書類修正）→書類審査→（現地調査）
→選考委員会（6月上中旬 プレゼンテーション及びヒアリング審査あり）
→交付決定（6月下旬）→実績報告書・請求書の提出（3月上旬まで）→助成金の交付

※1 助成の可否及び助成額は選考委員会の審査を経て決定します。

※2 交付決定額が申請額を下回ることがあります。

※3 必要性が認められる場合は、助成額の2分の1を上限として概算払いが受けられます

※4 兵庫県が実施している「生きがいしごとサポートセンター事業」の補助団体については、事業内容や経費を当助成事業と明確に区分し記載してください。

7 助成対象経費

本事業に必要な不可欠と認められる経費

なお、間接経費（一般管理費：人件費・通信費・会議費・印刷費・図書購入費・消耗品費等）は助成額の30%を限度に算入を認めます。

ただし、事務所費用（事務所の家賃、光熱水費等）、備品（助成額の20%を超える部分）、飲食費等は除きます。

※ 上記の経費の執行状況については、実績報告に際し、領収書等の支出証拠書類により確認を行います。

8 申請方法

①申請書はひょうごボランティアプラザのホームページよりダウンロードしてください。《ホームページアドレス <http://www.hyogo-vplaza.jp/>》[ひょうごボランティアプラザ](#) [検索](#)

②申請書は、ひょうごボランティアプラザに郵送または持参してください。

③新規に申請する団体は、事前に実施する助成事業説明会に必ず参加いただくか、プラザに来所頂き職員から直接の説明を受けてください。

9 事業報告会

採択団体は事業報告会等（R6年2月開催予定）により事業の成果を公表していただきます。

10 情報公開

助成事業の実施状況については、団体のホームページ等の中で公開していただきます。

また、実績報告書の一部（団体名、代表者名、事業名、収支決算書、事業実施実績一覧表、活動の成果等）が、ひょうごボランティアプラザのホームページで公開されます。

お問い合わせ
・相談窓口



ひょうごボランティアプラザ

（兵庫県社会福祉協議会）

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー6階

TEL 078-360-8845 FAX 078-360-8848

（月曜から金曜 9:00～17:00）